

岩手県告示第293号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	106号	盛岡市川目第5地割122番74地先から122番38地先まで
県道	遠野住田線	遠野市綾織町新里第1地割61番2地先から第29地割10番3地先まで

2 指定する期日

平成28年4月1日